

## 令和4年第1回那珂川町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和4年1月27日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認  
について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について  
(町長提出)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認  
について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について  
(町長提出)
- 

### 出席議員(11名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 福田浩二君  | 2番  | 大金清君  |
| 3番  | 川俣義雅君  | 4番  | 益子純恵君 |
| 5番  | 小川正典君  | 7番  | 益子明美君 |
| 8番  | 大金市美君  | 9番  | 川上要一君 |
| 10番 | 阿久津武之君 | 11番 | 小川洋一君 |
| 12番 | 鈴木繁君   |     |       |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君
子育て支援課長	板橋文子君	建設課長補佐	田角章君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回那珂川町議会臨時会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、小川洋一議員及び1番、福田浩二議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、承認第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和4年第1回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今月9日、コロナ禍の中、町の新成人を祝う「那珂川町二十歳の祝い」を開催いたしました。未来ある若者をお祝いすることができ、大変うれしく思っております。このような状況下で大人への大きな一歩を踏み出した新成人の皆さんですが、その表情はとても明るく、これからの活躍に大いに期待するところであります。

オミクロン株による第6波で、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が爆発的に増え、本日より栃木県もまん延防止等重点措置が適用されました。町においても、多くの感染者が発生しております。昨年12月までの累計感染者数は43名でありましたが、今年になってからは、昨日までに49名の感染者が発生しております。合わせて92名となります。

今回懸念されているオミクロン株は、感染性、伝播性が高いとされ、症状が軽いケース、あるいは無症状の段階から感染を拡大させることが今の増加スピードの速さの一因とされています。皆様方におかれましても、少しでも体調に異変を感じた場合は、無理をせず、出勤等の外出や人との接触を避け、速やかにかかりつけ医等の医療機関へ相談していただきたいと思っております。これからの時期は受験を控えている方も多く、年度末に向けて大事な時期に差

しかかってくるので、自分自身や大切な周りの方々のためにも、これまでの感染予防対策をより一層確実にを行うようお願いいたします。

こうした中、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種につきましては、町医師団及び各医療機関のご理解・ご協力の下、1月30日から一般高齢者の方などの接種を開始することといたしました。今回は、予約の負担軽減のため、2回目まで終了された方について、接種日時、会場を指定して実施いたします。町民の皆様におかれましては、3回目のワクチン接種につきましても、これまで同様スムーズに実施できますよう、ご協力とご理解をお願いしたいと思います。

本臨時会には、新型コロナウイルス感染症関連となります子育て世帯に対する給付金に係る補正予算の専決処分の承認及び住民税非課税世帯等に対する給付金に係る補正予算についての2議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の見直しを受け、新型コロナウイルス感染症の影響が様々な人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から子育て世帯に対する臨時特別給付金を支給するもので、先行給付に引き続き、速やかに子育て世帯に子どもたち1人当たり5万円を追加給付するため、令和3年12月21日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。その補正額は8,200万円となり、補正後の予算総額は94億4,100万円となりました。これらに要する財源は、国庫支出金を充てることといたしました。

以上、令和3年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は8,200万円の増で、子育て世帯臨時特別給付金事業費は、子育て世帯に対する臨時特別給付金に係るものであります。

8ページ、歳出に入ります。

3款民生費、2項3目児童措置費の補正額は8,200万円の増で、子育て世帯臨時特別給付金事業は、子育て世帯の生活を支援するため、子どもたち1人当たり10万円を給付する臨時特別給付金のうち、先行給付金5万円を差し引いた5万円を追加給付金として計上するもので、需用費は、支給事務のための消耗品のほか、支給通知や封筒などの印刷費。役務費は、支給通知郵送料のほか、給付金振込手数料。委託料は、給付対象者の宛名作成委託料。負担金、補助及び交付金は、給付対象者1,620人分の給付金であります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今度の子育て世帯特別給付金の対象になった児童数、児童手当をもらっている子どもの数とその他というふうに分かれるかなと思いますけれども、その数をお知らせいただきたいと。

それから、自動的に役場のほうから連絡が行く場合と、それから申請が必要な場合とあると思うんですが、申請が必要な家庭が漏れなく申請できるようにどのような手だてを考えているか。お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 対象の人数ですが、先ほど企画財政課長が申しあげました1,620人、こちらにはゼロ歳から18歳までの高校生が入っておりまして、こちらに入っていないお子さんの人数ですけれども、公務員の世帯のお子さん、それから高校生だけの世帯、それから令和3年10月1日以降お生まれの赤ちゃんの世帯ということで、全部で、町で今把握しているのは、あと34件ほどございます。

それから、2点目の申請の方法、申請が必要な世帯の方法でございしますが、高校生だけの世帯には通知しております。それから、公務員は、広報、それからホームページでお知らせしておりますが、中には、今まだ申請がこちらに来ていない世帯もございしますので、今後2月中には、申請されていない世帯には町から通知を出す予定であります。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国における令和3年度一般会計補正予算の成立を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するものであります。その補正額は1億9,500万円となり、補正後の予算総額は96億3,600万円となりました。これらに要する財源は、国庫支出金を充てることといたしました。

以上、令和3年度那珂川町一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。3款1項社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金事業1億9,500万円について、給付金の申請期限を令和4年9月30日とすることから、本年度内に事業を完了させられないため、翌年度に繰り越すものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は1億9,500万円の増で、非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金に係るものであります。

9ページ、歳出に入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は1億9,500万円の増で、非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税均等割が非課税の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯に対し1世帯当たり10万円を給付するための経費で、報酬、共済費、旅費は、給付金事業に従事する会計年度任用職員1名分の経費。職員手当等は、職員の時間外勤務手当。需用費は、支給事務のための事務用消耗品。役務費は、確認書類等の発送費用のほか、給付金振込手数料。委託料は、システム改修費のほか、給付金対象者の宛名作成委託料。使用料及び賃借料は、事務機器のリース料。負担金、補助及び交付金は、給付対象者1,900件分の給付金であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 住民税非課税世帯の数と、それから、これははっきり分らないと思うんですけども、家計急変世帯、どのぐらい予定、予想しているのか、その数。

家計急変世帯の場合には、自分で申請する必要があるというふうに思いますが、どのような手だてをもってお知らせしようとしているのか。お願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 川俣議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、非課税世帯、それから急変世帯の数ですが、見込みとしまして、非課税世帯が1,600人、それから、急変世帯が300人という内訳になっております。

なお、急変世帯の300人につきましては、最大限ということで、実際はそこまではならないと見ております。

それから、急変世帯の申請についてですが、こちらは家計が急変して非課税相当になったという方は、申請をしていただくこととなります。それにつきまして、お知らせにつきましては、既に町のホームページに掲載はいたしました。ホームページだけではちょっと知れ渡らないこともあるかと思しますので、そのほか、広報誌に載せたり、それから町のケーブルテレビなどを利用して、分からないという方がないように、広報、周知については努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣さん、よろしいですか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 先ほどの子育て世帯特別給付金の場合には分かりやすいですね、子ども1人当たり10万円ということで分かりやすいんですが、この住民税非課税世帯等の場合には、なかなか自分でも分からないという場合もあると思うんです。ですから、かなり丁寧にお知らせをして、漏れなく支給されるように、300世帯ほど最大と考えているということなんです、繰り返し連絡をするようにしていただきたいと思います。1回きりでは見逃してしまう方もいると思いますので、よろしくお願ひしたいと。要望です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣議員、答弁はよろしいですか。

○3番（川俣義雅君） はい。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

これにて令和4年第1回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分